

成田市子育てガイドブックの発行に関する 協働発行事業者選定プロポーザル実施要領

1. 目的

子育てに関する情報を幅広く、わかりやすく提供することを目的として、子育てに関する相談窓口や各種制度等の情報を紹介する「なりた子育てガイドブック」を発行するにあたり、協働発行事業者を選定するための公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

2. 業務概要

- (1) 名称 成田市子育てガイドブック協働発行業務
- (2) 業務内容 別紙「成田市子育てガイドブック協働発行業務仕様書」のとおり
- (3) 協定期間 協定締結日翌日から令和12年5月31日まで

3. プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者で、明らかに請負者として不適当であると認められる者でないこと。

4. スケジュール

公募開始	令和8年7月29日（水）
質問書の受付期限	令和8年8月5日（水）午後4時30分
質問書に対する回答	随時（最終回答：令和8年8月7日（金））
企画提案書等の提出期限	令和8年8月28日（金）午後4時30分
提案事業者への質問事項送付	随時（最終送付：令和8年9月2日（水））
提案事業者の回答期限	令和8年9月9日（水）午後4時30分
プロポーザル審査委員会開催 （書類審査）	～令和8年9月25日（金）
審査結果通知	令和8年10月上旬（予定）
協定書の締結	令和8年10月下旬（予定）

※各実施日については事務上の都合により変更できるものとする。

5. 手続き

(1) 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

提出期限	令和8年8月5日（水）午後4時30分
提出方法	・ 質問書（第1号様式）により、メールにて提出すること。 ・ 件名は「プロポーザル質問書（法人名）」とすること。 ・ 電話等による口頭での問い合わせには対応しない。
提出先	成田市こども未来部こども政策課（担当：大野） メール：ko-seisaku@city.narita.chiba.jp
回答方法	令和8年8月7日（金）までに、随時、質問書に記載されたメールアドレスあてにメールで回答するとともに、成田市ホームページ（ https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0134_00085.html ）に質問及び回答を掲載する。

(2). 参加申込書及び企画提案書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

提出期限	令和8年8月28日（金）午後4時30分（必着）
提出場所	成田市こども未来部こども政策課 〒286-8585 成田市花崎町760番地 （成田市役所 本庁舎2階）
提出方法	持参又は郵送とする。 なお、受付時間は土・日曜日・祝日を除く午前9時から午後4時30分までとし、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、理由の如何を問わず本市は責任を負わない。
提出書類	①参加申込書（第2号様式）1部 ②委任状（本業務で、本社から支店等に権限を委任する場合に提出）（第3号様式）1部 ③企画提案書類（任意様式）正本1部・副本6部 ※用紙サイズは、原則としてA4判とする。 （図面や資料等については、必要に応じてA3版とし、折り込むことは可。） ④見本冊子（フルカラー）1部

【企画提案書の記載事項】

- ①協働事業についての考え方および目的
- ②製作体制（総括責任者および担当者を記載すること）
- ③事業スケジュール

- ・冊子納品までの工程表
- ・各工程における進行管理方法
- ④なりた子育てガイドブックの全体構成
 - ・発行ページ数
(総ページ数、うち行政情報および地域情報ページ・広告掲載ページの割合)
 - ・規格
 - ・掲載記事案(行政情報、地域情報、その他の情報等)
- ⑤広告掲載
 - ・広告掲載予定数
 - ・広告募集計画(募集手順等)
 - ・広告の作成方法や審査方法
 - ・広告掲載方法(広告と行政情報および地域情報を明確に区別するための工夫等)
- ⑥当該事業と同様の事業実績
- ⑦その他PR資料

6. 協働発行事業者の選定(書類審査の実施)

(1) 選定趣旨

本事業は行政と民間事業者等の協働事業として取り組むものであり、公平性及び公正性が求められることから、それらを十分に理解し、業務実績、実現性、信頼性等を総合的に審査し、最も優れた者を公募に応じた事業者の中から選定する。

(2) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、プロポーザル審査委員会において、申込者からの提出書類に基づき、評価基準及び配点により総合的に評価し、最も評価が高い申込者を協働発行事業者として選定するものとする。なお、プロポーザル審査委員会は次の6名で構成する。

委員長	こども未来部長
委員	こども未来部こども政策課長
委員	こども未来部子育て支援課長
委員	こども未来部保育課長
委員	こども未来部子育て支援課こども家庭センター室長
委員	こども未来部こども政策課こども政策係長

(3) 選定手順

- ・評価基準の各項目について事業者を評価し、順位付けを行う。
- ・合計点数が最も高い事業者を優先交渉権者とする。上位者の合計点数が同点となった場合は、プロポーザル審査委員会委員長の決するところによる。
- ・参加事業者の提案辞退等により、審査対象事業者が1者のみとなった場合でも、書類審査

は実施する。審査した結果、合計点数が全体の5割未満の場合は協働発行事業者として選定しないものとする。

(4) 評価基準

次の4つの観点から総合的に評価し、最も評価の高い事業者を選定する。また、評価基準の項目および配点（100点満点／委員）は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
企画提案の内容	①本事業の目的を理解し、具体的な企画方針が示されているか。 ②子育てに関する行政情報等を十分に掲載できるページ数が確保されているか。 ③全体の構成や配置が、情報を検索しやすく、わかりやすいものとなっているか。 ④文字サイズやレイアウトなどが、子育て世代の市民から見て、読みやすいものとなっているか。また、イラストはシンプルでわかりやすいものと基本とし、全体を通して統一感のあるものとなっているか。加えて、裏面の文字が透けていない等、読みやすい仕様となっているか。 ⑤子育て世代の市民にとって、有益で関心度の高い子育て情報について、企画・提案されているか。	40/100
広告	①広告主を確保するための営業方針や手法が示されているか。 ②広告の掲載数は全体の概ね20%以下となっているか。また、ガイドブック本文と広告がそれぞれ別のページに掲載されているなど、掲載方法は適当であるか。	20/100
業務遂行能力	①協働事業への理解度や積極性が認められるか。 ②同種又は類似業務の実績があるか。また、実際の成果物は見やすくわかりやすいものとなっているか。	20/100
維持管理体制	①当事業を進めるにあたり、適切な人員が配置されているか。また事業に携わるスタッフは、十分な専門性や経験を有しているか。 ②当事業を進めるにあたり、無理のない適切なスケジュールとなっているか。	20/100

(5) 選定結果の通知

選定結果は、全参加者へ郵送にて通知するものとする。なお、選定結果についての問い合わせ等については応じない。

7. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・企画提案書等の提出期限に遅れた者
- ・提出書類に虚偽の記載をした者

8. 協定書の締結

協働発行事業者として決定された者は、本市と「なりた子育てガイドブック」の発行に関する協定を締結するものとする。

9. その他

- (1) 企画提案書は1者につき1案限りとする。
- (2) 書類提出後の追加及び修正は認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (3) 提出書類の作成に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルは協働発行事業者の選定を目的に行うものであり、協定後の業務内容は本市と協議の上で決定することとし、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (5) 提出された企画提案書等は、本事業の選定以外に無断で使用しない。ただし、公平性、公正性、透明性を期すために「成田市情報公開条例」等の関連規定に基づき公開することがある。